

○鹿児島大学における動物実験に関する申合せ

令和6年3月4日

動物実験委員会決定

この申合せは、鹿児島大学における動物実験に関する規則(平成20年規則第23号。以下「規則」という。)の規定に基づき、必要な事項を定める。

(実験動物)

1. 規則第3条第1項第5号に規定するその他の動物とは、次のとおりとする。

- (1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成17年法律第33号)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)により規制を受ける動物
(例えば、ウシガエル、オオヒキガエル、ブルーギル、オオクチバス、ハイイロゴケグモ、ウチダザリガニ等)
- (2) 動物実験実施者が大学の動物実験委員会の審査等を受けることを希望した動物
(例えば、研究成果等の発表時に大学の動物実験委員会の審査等を受けていることが条件となっている動物等)

(再教育訓練)

2. 動物実験に関する再教育訓練については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 教育訓練及び再教育訓練の有効期間は直近の「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正、施行された年度末までとする。
- (2) 教育訓練及び再教育訓練の有効期間を更新するためには改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」の施行年度に実施される再教育訓練を必ず受講しなければならない。
- (3) 再教育訓練を受講しなかった者は新たに教育訓練を受講しなければ、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正、施行された年度末以降、動物実験計画書の申請、動物実験の実施、実験動物の飼養等を行うことができない。
- (4) 再教育訓練の実施方法並びに内容は動物実験委員会で決定するものとする。

(2021年度の特例項目)

特例として2020年度以前に教育訓練を受けたものについては、2021年度中に再教育訓練を受講しなければならない。

(他機関に所属する教職員及び学生が本学で動物実験を実施する場合の教育訓練免除)

3. 他機関に所属する教職員及び学生が、本学で一時的に動物実験を実施する場合に、他機関で実施された動物実験に関する教育訓練を受講している旨の証明をもって、本学における教育訓練の受講を免除する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に講師として招聘され、実習等を行う場合
- (2) 本学において、動物を用いた短期間の実習、研修に参加及び従事する場合
- (3) 本学において、実験指導又は補助者として短期間、動物実験に参加及び従事する場合
- (4) その他委員長が必要と認めた場合